



みんなの井戸(災害時協力井戸)を募集しています

平成30年7月豪雨災害では、井戸を所有する皆様のご協力により、地域の生活用水を確保することができました。

市では、個人や事業所が所有する井戸をみんなの井戸(災害時協力井戸)として登録していただき、災害による断水時に活用できる制度を作りました。

市民の皆さんと市内事業者の皆さんのご協力をお願いします。



みんなの井戸(災害時協力井戸)とは

所有者の善意で、災害による断水時のみ無償で利用するものです。
ただし、生活用水(トイレ、掃除等)の使用に限ります。

対象・登録の条件

- ①市内にある井戸で、災害時に無償で井戸水の提供ができること
- ②井戸の位置情報、所在地について市のホームページや防災マップ、自主防災組織等へ公表できること
※個人所有の井戸について名前は公表しません。
- ③現在使用し、今後も使用を予定している井戸で、適正に管理されているもの
- ④井戸水をくみ上げる電動式か手動式のポンプ、つるべなどがあること
- ⑤使用にあたって問題のない場所に水栓があること
- ⑥井戸枠などがあり安全であること
- ⑦井戸の周囲に水を汚染するようなものがないこと
- ⑧わかりやすい場所に協力井戸の登録標識を掲示できること

登録方法

申出受付※申請書は市役所と各支所にあります。
市のホームページからもダウンロードできます。

▼職員が井戸を確認・申請書受付[受付]環境政策課・各支所

▼決定通知と登録標識を送付(所有者が登録標識を掲示)

▼登録完了・登録情報を公表

- ◎災害による断水の際の共助利用は生活用水(トイレ、掃除等)の利用に限るため、市が水質検査を行ったり、検査費用を助成したりすることはありません。
- ◎この制度は、井戸の所有者自身が井戸水を飲用することについて制限するものではありません。

井戸水を利用している人へ

井戸の所有者が井戸水を飲用する場合は、所有者(管理者)において、定期的に登録検査機関で検査を行い、飲用に適しているか、安全を確認してから飲みましょう。井戸周辺を清潔にして、水が汚染されないよう管理を行いましょう。味や色に異常を感じた時は、すぐに飲用をやめてください。

☎環境政策課(☎0848-38-9434)



1226 地域の人と凧作り

新しく美木原放課後子ども教室が開講しました。活動内容は、「凧づくり」。地域の方のアドバイスをいただきながら、立派な凧ができあがりました。参加した児童からは「説明がよく分かったし、楽しかった。」「よく飛んだのが嬉しかった。」という感想が聞こえました。



113 勇壮な消防の技を披露

新年を迎える消防の式典「平成31年尾道市消防出初式」が向島運動公園でありました。尾道市消防団、自主防災組織など1,172人が参加し、消防功労者表彰や演技が行われました。演技の部では、消防団、消防署による土砂災害救助訓練や8色の一斉カラー放水など、勇壮な姿が披露されました。



112 尾道本通り商店街新春大イベント

尾道本通り商店街で、豪雨災害からの復興を願い、新成人の前途を祝して、新春大イベントが開催されました。おいしい屋台やドローンを使ったお菓子釣りゲームなどがあり、たくさんの方がお昼から夜店のような雰囲気を楽しみました。夜には三鬼神によるベッチャー太鼓もあり、にぎやかな一日となりました。



113 華やかに二十歳の門出

県立びんご運動公園健康スポーツセンターメインアリーナで、「平成31年尾道市成人式」が行われ、男性460人、女性410人、合計870人の新成人が参加しました。

式典では、新成人代表の「二十歳の誓いの言葉」や、小学生と新成人全員による合唱などが行われ、新しい門出を祝いました。